

千葉市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、千葉市職員措置請求（21千監（住）第6号）に係る監査の結果を別紙のとおり公表します。

平成22年3月29日

千葉市監査委員 古川 光一  
同 大島 有紀子

## 第1 請求の受付

### 1 請求の要旨

千葉県議会政務調査費は、地方自治法第100条第14項の規定に基づき「千葉県議会政務調査費の交付に関する条例」が定められ、同条例第14条に基づく「千葉県議会政務調査費の交付に関する規程」第5条により、使途基準が定められているが、交付対象議員の平成20年度政務調査費収支報告書および同報告書に添付された領収書等（視察旅費を除く）を見ると、条例・使途基準に違反・逸脱した目的外の支出がある。

1、交付対象となっている自由民主党会派、民主党会派の各議員の政務調査費（年間300万円）の使用の態様はあらまし〔証-1〕のとおりである。

(1) 事務所賃借料、補助職員給与、ホームページ関連費用、ガソリン代、電話代、電気代について、全額を政務調査費としているケースがある。議員活動は政務調査活動のほか政治活動、後援会活動など日常的に行われており共通・共用で使用されるのが当然の事と考えられるが、その中で政務調査活動がその過半を超えることは考えにくく、少なくとも2分の1は政務調査活動外に使用されていると推認できる。ただし、活動内容の実態に合理的な根拠があり十分な説明責任が果たされるのであれば、監査において各項目ごと、各議員ごとに按分率を変更することに異論は無い。

(2) 自己所有（家族名義を含む）の場合の賃借料は政務調査費として支出することは不相当とされている（全国議長会「基本的な考え方」H13、10、16）ところ、支払先が個人情報としてマスキングされているケースがありその使用が妥当であるか否かは判断できない。これらについては守秘義務のある監査委員において調査の上支出が妥当であるかの確認をするよう要望する。

2、一般紙の購読料については先の千監（住）4号において、会派の政務調査費使用について主張したとおり、一般人と同様私的に負担すべきである。

監査委員はこの監査において、会派の名において個人的に購読している場合1紙について一般人と同様に自己負担していれば、ほかは何紙購読していても問題ないとしているが、これではあまりにも世間常識から外れた判断というべきであり、あらためて個人支給の政務調査費の使用についての判断を示していただきたい。もし個人支給分についても同様の判断をするのであるならば、1紙を個人負担したか否かは何を根拠に判断をするのか、また今後議長や第三者はどのような方法により合规性を認定していくのか見解を示していただきたい。

3、広報誌・葉書等については厳密には議会報告や市民意見聴取の内容により、使用した紙面割合により政務調査費使用金額を確定すべきではあるが、その判断はかなり困難な面があると考えられる。ただし、明らかに議会報告・市政に関する調査報告として妥当性に欠ける紙面内容での広報費使用については目的外と判断した。

4、監査委員は監査対象についての判断に当り、請求人の主張に拘束される関係には無いのであるから、請求人が特定していないものも含め積極的に精査されるよう要望する。

5、具体的な目的外使用と金額 目的外使用金額計

(1) 小川智之議員

事務所賃借料	月額 50,000 円×11×1/2	275,000 円	
	3月分 45,112 円－25,000 円	20,112 円	
新聞購読料	毎日 3,615 円 (11ヶ月)	39,765 円	
	日報 2,805 円 (12ヶ月)	33,660 円	
電気代	年間 80,900 円×1/2	40,450 円	
ファクス・コピー機リース代			
	13,650 円×12×1/2	81,900 円	
トナー	9月分明細書NO9 43,050 円×1/2	21,525 円、	
	10月分明細書NO10 72,975 円×1/2	36,487 円	548,899 円

\*事務所賃借料や電気代と同様にコピー機(含トナー)が、政治活動や後援会活動には一切使用されず、すべて政務調査活動に使われるとは考えられず、1/2按分とするのが妥当と考える。

(2) 宇留間又衛門議員

補助職員給与	年間 508,000 円×1/2	254,000 円	
新聞購読料	産経 2,950 円 (12ヶ月)	35,400 円	
	東京 3,250 円 (12ヶ月)	39,000 円	
	日報 2,805 円 (12ヶ月)	33,660 円	
電話代	KDDI 年間 56,041 円×1/2	28,020 円	
	NTT 年間 30,829 円×1/2	15,414 円	
電気代	年間 161,599 円×1/2	80,799 円	
コピー機リース代	9ヶ月 108,465 円×1/2	54,232 円	
NHK受信料	6月分明細書NO1 2,790 円		
	9月分明細NO7 15,400 円	18,190 円	558,715 円

\*NHK受信料は一般的に支払われる日常生活上のコストであり、これに政務調査費を充てるについては合理的根拠は認められず、目的外というべきである。

(3) 川村博章議員

広報費	3,000,000 円×5/8	1,875,000 円	
-----	-----------------	-------------	--

\*条例及び千葉市議会マニュアルは議員が毎月何らかの政務調査活動を行うものとして、この費用の一部をまかなうために毎月ごとに議長に報告させ4半期ごとの政務調査費の請求・交付事務を実施することを前提にしている。

しかし当議員については12月における資料購入費3,150円の他、

3月における広報誌費用3,000,000円の2件だけで全額を使ったとしており政務調査費交付の趣旨にそぐわない使用といわざるを得ない。

その広報費の使用に当り、「川村ひろあき活動レポート」V○150, 51, 52〔証-2〕の8ページ分が期末の09年3月20日付で同時発行されているが、

①V○150とV○151は一体(4頁)で千葉市および花見川区の高齢化率の統計数字の羅列及び介護保険料の改定についての解説を掲載しているに過ぎず、当議員がたびたび議会質問〔証-3〕の機会に高齢化率等の紹介をしているにしても議会活動の報告には当たらない。ただし、市民にとって全く無用のレポートとまでは言えず、3頁分については目的外とし1/4按分とするのが妥当と考える。

②V○152は花見川区住民に係る交通アクセス問題の現状報告が3ページ、09年度の千葉市一般会計予算についての報告解説が1頁を占めている。

交通アクセス問題の記載欄は調査研究の結果報告というより現状報告に過ぎず、また議会報告とも言いがたい。しかし、花見川区の市民にとって全く無用のレポートとも言えないので3ページ分のうち2ページ分は目的外支出とするのが妥当である。以上から計5ページ分は目的外支出に当たるとすべきである。

(4) 向後保雄議員

ホームページ作成費(3月分明細書NO2)

678,895-300,000×1/2 528,895円

当議員は3月末に987,000円をかけてホームページを作成し、約7割の678,895円を政務調査費としているが、ホームページは通常300,000円程度を掛ければ議員のためのものを作るに充分と考えられ、300,000円(ただし1/2按分)を超える部分については過大、かつ無駄な政務調査費の使用であり目的外使用と考えるべきである。

(5) 宍倉清蔵議員

新聞購読料 日経 4,078円(7,8月分) 8,156円

産経:毎日 5,755円(6,7,8月分) 17,265円

電気代 211,645円-82,340円 129,305円

映画上映料他(8月分明細書NO2) 172,235円

テレビ購入・アンテナ工事代

(8月分明細書NO13) 69,000円

「日本会議」首都圏地方議員懇談会費

4月分明細書NO4 研修参加費他 5 4,880円

7月分明細書NO24 同 4,100円 404,941円

\*電気代を1/2按分の結果として年間で211,645円を政務調査費としているが、これは議員事務所分が総額で423,000円を超える計算になる。電気代も事務所の態様により様々になると思われるが、例えばO議員は総額で80,000円、U議員は160,000円程、T議員は65,000円程であることからすると異常に高額な金額であるといえる。

領収書関係書類は〔証-4〕(4月分)のとおり支出明細書に添付されているが、電力会社の領収書の提示を要請したところ〔証-5〕(5,6月分:4口8枚の領収書コピー)が提示された。これによれば、4口の領収書のうち1口は「後援会」用のものであり1/2按分は使途基準に合致せず全額目的外使用である。4,7,8,10,11,1,2月分についても同様と推定でき、合計金額は258,624円となる。

他の3口の領収書分合計額の1/2は82,340円となりこれをもって妥当な政務調査費とすべきである。

\*8月2日千葉市民会館において教育関係者及び一般市民を対象に、歴史教育についての映画会(「南京の真実」)が開催されその経費が広聴費として政務調査費が使用されている。その成果として、「一般市民に歴史検証の一つの判断材料を与えうる。」「児童・生徒に歴史を検証する上での客観的視点の大切さを認識させる波及効果も期待できる。」とされている。

学校現場において近現代史教育がおろそかに成りがちとされているところ、近現代史そのものに関心を持つことは大事なことだと思う。

しかし、この映画会の成果が「判断材料を与えうる。波及効果が期待できる。」とのものであればその費用を政務調査費でまかなう根拠はない。

ちなみに、本件に関する「今年度のお知らせ/はかぎ」の代金請求先は「ししくら清蔵後援会」とされている。

\*テレビは世間一般に視ているものであり、時に千葉県や千葉市についてのニュースが流れるにしても、政務調査のためにテレビを購入する合理的理由は見当たらず目的外支出とすべきである。

\*「日本会議」は国のあり方や針路について政策提言を行う等の、つとめて政治的な団体〔証-6〕であることから、地方議員懇談会参加は市政の問題についての活動とは考え難く、目的外使用と考える。

(6) 三須和夫議員

事務所賃借料	月額 75,000 円×12×1/2	450,000 円	
補助職員給与	12 か月分計 468,239 円×1/2	234,119 円	
新聞購読料	読売 3,565 円 (1,2,3 月分)	10,695 円	
印刷機リース代	10 か月分計 172,200 円×1/2	86,100 円	780,914 円

\*事務所賃貸先は当議員が代表取締役を務める(有)三須工業であることから〔証-7〕「利益相反取引」に該当し、社員総会の認許を得なければならない事項でもあり、特に透明性が求められるところである。

\*印刷機の使用がすべて政務調査活動のためだけとはおよそ考えられず、政治活動や後援会活動のためにも使われると考えられ、1/2按分が妥当とすべきである。因みに「政務調査報告」の印刷は印刷会社に依頼されている(10月分明細書NO5、3月分明細書NO6)。

(7) 松坂吉則議員

新聞購読料 読売 3,720円(12か月分) 44,640円

(8) 中島賢治議員

補助職員給与 年間計 960,000円×1/2 480,000円

新聞購読料 読売:日経(3月分明細書NO10) 99,696円 579,696円

(9) 石井茂隆議員

事務所賃借料

月額 150,000円(4月~12月)×1/2×9 675,000円

月額 100,000円(1月~3月)-150,000×1/2]×3 75,000円

新聞購読料 産経(3月分明細書NO2) 32,576円

電話代 9か月分計 36,125円×1/2 18,062円 850,638円

\*事務所賃貸領収書では「コピー機、印刷機使用料、ガス、水道代、空調機、駐車代を含む。」とされているところ、契約書の提示を求めたが提示されることはなかった。

なお、4月~12月の9か月分は全額政務調査費としているが、1月~3月の3か月分については4/6按分としている。

(10) 森 茂樹議員

補助職員給与 年間 795,000円×1/2 397,500円

新聞購読料 読売 3,650円×12 43,800円

産経・日経 5,755×12 69,060円

日経 4,383×11+4,050円(5月分) 52,263円 562,623円

(11) 茂手木直忠議員

補助職員給与 年間 590,650円×1/2 295,325円

パソコンリース代(11ヶ月) 190,575円×1/2 95,287円 390,612円

(12) 石橋毅議員

補助職員給与 月額 69,300円×12×1/2 415,800円

新聞購読料 読売・日経(3月分明細書NO6) 76,440円

ホームページ更新費用(3月分明細書NO13)

150,000円×1/2 75,000円 567,240円

(13) 中野 弘議員

補助職員給与 月額 100,000円×4/10×12 480,000円

\*ガソリン代、事務所賃借料、電話代を1/2按分としているところ、補助職員給与は9/10按分としているが、合理的な理由は考えにくく、事務所賃借料等と同様1/2とするのが妥当と考える。

(14) 木村 正信議員

事務所賃借料	月額	75,000円×12×1/2	450,000円	
補助職員給与	月額	55,000円×9×1/2	247,500円	
新聞購読料	産経	2,950円×12	35,400円	732,900円

\*事務所の賃貸先は当議員が代表取締役を務める(株)千葉パーキングセンターであり、「利益相反取引」に該当する取引であり、取締役会の承認を得る等特に透明性が求められるところである。

(15) 市原 弘議員

新聞購読料	日報・読売	6,320円×12	75,840円	
-------	-------	-----------	---------	--

\*当議員は電気料金・電話料金・ガソリン代を1/4按分、補助職員給与は1/2按分とし、194万円余が残高(市に返還)となっている。

(16) 橋本 登議員

新聞購読料	読売	3,567円×12	42,804円	
-------	----	-----------	---------	--

(17) 糸日谷 義男議員

ホームページ作成費(9月分明細書NO4)

		68,460円×1/2	34,230円	
新聞購読料	産経	2,950円×12	35,400円	
	日報	2,805円×10	28,050円	97,680円

\*9月分明細書NO4 436,380円のうち68,460円はホームページ作成に係る費用である。

(18) 布施 貴良議員

補助職員給与	月額	50,000円×12×1/2	300,000円	
新聞購読料	毎日	3,720円×11	40,920円	
	読売・日報	6,526円×11+6,176円	77,962円	

「連合千葉議員団会議」会費

08年度後期分(7月分明細書NO11)	6,105円
---------------------	--------

09年度前期分1(3月分明細書NO10)	4,005円
----------------------	--------

法律相談会費用	年間	255,629円	684,621円
---------	----	----------	----------

\*「連合千葉議員団会議」は政治活動のための団体であり、市政に関する調査研究とは関連性は薄いものと考えられ、結果として何がしかの情報が得られるにせよ、半額であっても政務調査費をもってまかなうべきものではないと考える。

\*法律相談会での弁護士の講師代及び広告掲載料を広聴費としているが、内容は市民の個人的な問題(相続、離婚、借金等)についての法律相談〔証-8〕であり、もともと市政に関するものではない。相談内容

を通じて法令や千葉市の制度について検討し市政・市議会の活動に生かすとは言え、それは派生的成果に過ぎない。これらは市政に関する広聴活動ではなく政治活動の一環と考えるべきである。

(19) 今村 敏昭議員

新聞購読料	読売	3,720 円×12	44,640 円	
	東京	2,550 円×12	30,600 円	
	産経	2,950 円×12	35,400 円	110,640 円

(20) 高橋 秀樹議員

事務所賃貸料	月額	30,000 円×9×1/2	135,000 円	
	(1月～3月分は2分の1按分)			
補助職員給与	2名分月額	100,000 円×12×1/2	600,000 円	
新聞購読料	朝日	3,619 円×12	43,428 円	
	日報	2,805 円×12	33,660 円	
インターネット代	年間	82,871 円×1/2	41,435 円	
電話代	年間	59,344 円×1/2	29,672 円	
電気代	年間	39,316 円×1/2	19,658 円	902,853 円

(21) 三瓶 輝枝議員

新聞購読料	日報	2,805 円×12	33,660 円
	読売	3,515 円×12	42,180 円
	日経	4,077 円×12	48,924 円
	朝日	3,567 円×12	42,804 円

「連合千葉議員団会議」会費

08 年前期分(8月分明細書NO10) 6,105 円

〃 (3月分明細書NO21) 6,210 円

日本行政書士政治連盟千葉会懇親会 5,000 円 184,883 円

\*「行政書士政治連盟」の懇親会費については「千監(住)4号」においても目的外支出として返還請求の勧告を求めたところであるが、当局は意見陳述において「勉強会を行った後、引き続き行われた千葉市における行政書士のかかわりなどについての意見交換会に係る経費。」としているが、そのような意見交換は派生的なものに過ぎず、とりわけ個人支給の政務調査費の使用に合目的性があるとは言えない。

そして何よりも、当政治連盟は自ら「必要な政治活動を行うことが目的の団体である。」と定義している。〔証-9〕

(22) 西巻 義通議員

補助職員給与 年間 860,000 円×1/2 合計 430,000 円

\*事務所賃借料・電話代は1/2按分、レポート配布・議会報告は9/10按分としており、人件費のみが全額政務調査費とされているが、これでは雇用した事務職員の日常の業務の実態と矛盾することが容易に

推定される。

1 / 2 按分が妥当と考える。

(23) 熊谷 俊人議員 (前)

新聞購読料	日報 2,805 円×12	33,660 円	
	読売 3,720 円×12	44,640 円	
インターネット更新料 (3月分明細書NO8)			
	120,000 円×1/2	60,000 円	
連合千葉議員団会費	上期分(7月分明細書NO7)	6,105 円	
	下期分(3月分明細書NO1)	6,210 円	150,615 円

(24) 山浦 衛議員

新聞購読料	朝日 3,720 円×12	44,640 円	
	日経 4,077 円×12	48,924 円	
	日報 2,805 円×12	33,660 円	
「連合千葉議員団会議」会費			
	研修会等会費 (9月分明細書NO3)	6,210 円	
	〃 (2月分明細書NO13)	5,000 円	138,434 円

(25) 白鳥 誠議員

ホームページ制作費 (11月分明細書NO6)			
	150,000 円×1/2	75,000 円	
連合千葉議員団会議 会費 (3月分明細書NO5)	12,000 円		87,000 円

については、監査委員は上記各議員の目的外支出額合計 11,761,083 円を、「千葉市議会政務調査費の交付に関する条例」第 12 条 2 項により千葉市への返還を請求するよう勧告されたい。

以上のとおり地方自治法 242 条 1 項の規定により事実証明書を添え必要な措置を請求します。

(以上、原文のまま掲載)  
(別紙「事実証明書」略)

## 2 請求人

千葉市中央区中央 3-15-6 やまちょうビル 6 階 渚法律事務所内  
市民オンブズ千葉 代表幹事 漆原 勉  
同 村越 啓雄

## 3 請求書の提出日

平成 22 年 1 月 25 日

#### 4 監査委員の除斥

三瓶輝枝監査委員は、本件監査請求の対象とされた政務調査費の交付を受けた議員とされており、米持克彦監査委員は、対象となる議員ではないが議会の議員として政務調査費の交付を受けているため、本件監査にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

#### 5 請求の要件審査

本件監査請求は、自治法第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施することとした。

### 第2 監査の実施

#### 1 監査の対象事項

自由民主党千葉市議会議員団（以下「自民党」という。）又は民主党千葉市議会議員団（以下「民主党」という。）に所属する24名の議員及び熊谷俊人前議員（以下「熊谷前議員」という。）に対し当時の千葉市長（以下「市長」という。）が交付した平成20年度の政務調査費が、違法又は不当な公金の支出に該当するか否か。

#### 2 監査対象部局

議会事務局を監査対象部局とし、関係書類を調査するとともに、関係職員の事情聴取を行った。

#### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成22年2月12日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から新たな証拠が提出されるとともに、請求内容の補足説明がなされた。

その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、議会事務局の職員が立会った。

#### 4 請求書の訂正内容

請求人は、陳述において、請求書中1、(1)1行目に記載の「ガソリン代」の表記を削除するとともに、「5、具体的な目的外使用と金額 (5) 宍倉清蔵議員」に記載の「O議員」を「小川議員」に、「U議員」を「宇留間議員」に、「T議員」を「高橋議員」に訂正した。

## 5 関係職員等の陳述

平成22年2月12日に議会事務局の職員から陳述の聴取を行った。  
その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立会った。

## 6 関係人に対する事情聴取

自治法第199条第8項の規定に基づき、平成22年2月22日から3月2日の間に関係人である西巻議員及び熊谷前議員を除く23名の議員に対し事情聴取を行った。

熊谷前議員については、平成21年1月25日付け21千監(住)第5号において既に事情聴取を行っており、また西巻議員については、体調不良ということから書面により回答を受けることとした。

## 第3 監査の結果

### 1 事実の確認

#### (1) 政務調査費の概要

##### ア 交付の経緯

千葉市(以下「市」という。)は、市議会における各会派の市政に関する調査研究を推進するため、自治法第232条の2の規定に基づき、千葉市議会市政調査研究費交付要綱及び同交付要領を定め、昭和52年度から所属議員2人以上の会派に市政調査研究費を交付していた。

平成12年、自治法が改正され政務調査費に関する規定が設けられたのを機に、市は、当該規定に基づく「千葉市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年条例第24号。以下「条例」という。)」及び条例第14条の規定に基づき議長が設けた「千葉市議会政務調査費の交付に関する規程(平成13年議会訓令(甲)第1号。以下「規程」という。)」を定め、平成13年度から当該市政調査研究費に代わり政務調査費を交付している。

##### イ 交付対象及び交付額

交付対象については、会派若しくは会派及び議員とされており、会派による選択制となっている。

交付額については、会派への交付を選択した場合には、月額30万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額、会派及び議員への交付を選択した場合には、会派には月額5万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額、各議員にはそれぞれ月額25万円としている。

##### ウ 交付手続

- ① 政務調査費の交付を受けようとする各会派の代表者又は各議員は、条例第4条第1項の規定により、毎年度、議長を経由して市長に対し規程第2条第1項に定める政務調査費交付申請書を提出する。

- ② 市長は、条例第5条の規定により当該申請に対し交付の決定を行い、規程第3条に定める交付決定通知書により申請者に対し通知する。
- ③ 前記決定を受けた各会派の代表者又は各議員は、条例第6条第1項の規定により四半期毎に議長を経由して市長に対し規程第4条第1項に定める政務調査費請求書を提出する。
- ④ 市長は、当該請求書が提出された場合、条例第7条第1項の規定により速やかに政務調査費を交付する。
- ⑤ 前記交付を受けた各会派の代表者又は各議員は、条例第10条第1項及び第2項の規定により毎年4月30日までに、前年度の交付に係る政務調査費について規程第7条第1項に定める収支報告書に領収書等の写しを添え議長に提出する。議長においては、政務調査費の適正な運用を期するため、条例第11条の規定により必要に応じ調査を行うことができるとされている。

政務調査費に残余がある場合には、条例第12条第1項の規定により、速やかに当該残余の額を市長に返還する。

- ⑥ 議長は、当該報告書等が提出された場合、条例第10条第5項の規定により同報告書等の写しを市長に提出する。
- ⑦ 政務調査費の交付については、市決裁規程第5条において、政務調査費に係る歳出予算の執行に関する事項は議会事務局長の専決事項と規定されており、市長の収支報告書等の写しの受理についても、議会事務局において事務処理がされている。

#### エ 使途基準及び市長への返還

政務調査費は、条例第8条の規定により規程第5条に定める下記に記載の別表の使途基準（以下「使途基準」という。）に従い使用するものとされ、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外に充ててはならないとされている。

また、市長は、使途基準以外の使用が認められるときは、条例第12条第2項の規定により返還を命ずることができるとしている。

#### 別表（第5条関係）

項目	内容
研究研修費	研究会、研修会を開催するために必要な経費又は他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費(会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費(交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費(印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)
資料購入費	調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

広報費	調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、PRするために要する経費（広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等）
広聴費	市民からの市政及び政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費（会場費、印刷費等）
人件費	調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費（事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等）
その他の経費	上記以外の経費で調査研究活動に必要な経費

#### オ 使途基準の目安

議長は、平成19年12月に政務調査費の更なる適正な執行と使途の透明性の向上に資するため、「政務調査費取扱いマニュアル（以下「マニュアル」という。）」を策定し全議員に配布した。

マニュアルには各項目毎に具体的な内容に関する支出の可否やその考え方が記載され、本件監査請求に係る項目については下表のとおりである。

#### 研究研修費

内容	考え方等
政党本来の活動に伴う党大会費、党費、党大会賛助金等	政党活動経費であり、支出することは適当ではありません。 ただし、政党主催の研修会で、内容が調査研究活動に適うものであれば、支出は可能です。
他団体が主催する研修会、研究会等の出席に要する経費及び終了した後開催される懇談会、食事会に要する経費	研修会等の主目的が調査研究活動に適うものである場合は、支出は可能です。また、終了後の懇談会等は、研修会等と一体性（連続性）が認められる場合で会費等の金額は10,000円を上限とします。

#### 資料作成費

内容	考え方等
事務機器の購入等	事務機器の購入については、経済性の観点から、購入の場合とリース契約の場合との比較等を行い、経済性を常に検討してください。 なお、調査研究活動以外の活動にも使用できる事務機器については、その使用実態により、按分等を行う必要があります。

### 資料購入費

内容	考え方等
書籍、雑誌、週刊誌、新聞等の購読料	内容が調査研究活動に合致するものであり、会派（議員）の調査研究活動と整合が取れていれば支出は可能です。

### 広報費

内容	考え方等
広報費総論	<p>調査研究活動、議会活動及び市の施策について市民に報告するため、広報紙や報告書の作成等の経費に政務調査費を支出することは可能です。</p> <p>なお、広報紙や報告書の作成に当たっては、調査研究活動に資するため、市民の市政に関する意見や要望等を聴くことが不可欠です。そのため、連絡先等を明記する必要があります。</p>
会派（議員）によるホームページの開設、維持管理経費	<p>会派（議員）でホームページを運営し、主目的が住民意見を議会活動に反映することであれば支出は可能です。</p> <p>ただし、政党のPR等政党活動とみなされるものについては支出することは適当ではありません。</p>

### 人件費

内容	考え方等
人件費総論	<p>調査研究活動の補助を主目的とする職員を雇用した場合の賃金等の支出は可能です。</p> <p>ただし、調査研究活動補助以外の業務にも併せて従事している場合は、時間割合等合理的な理由で按分して支出することが必要です。</p> <p>※ 会派（議員）は、補助職員を雇用した場合は、氏名・住所・生年月日・雇用期間等を「職員雇用台帳」（参考様式第3号参照）に記載し、保存しなければなりません。</p> <p>併せて雇用契約書（参考様式第4号参照）の写しを台帳に添付しなければなりません。</p>

調査研究活動の補助職員に親族を雇用した場合の経費	<p>親族を雇用することは誤解を招きやすいことから、適当ではありません。</p> <p>ただし、生計を一にする親族以外の親族が通訳等の調査研究活動に専門的知識を持つなど、特別な理由が認められ、社会通念上妥当と判断される雇用形態を有している場合に限り支出は可能です。</p>
--------------------------	--

### 事務所費

内容	考え方等
事務所費総論	<p>下記の要件を備えた事務所で調査研究活動を行っていれば、賃借料や光熱水費等維持管理経費に政務調査費を支出することは可能です。</p> <p>ただし、事務所が住居や後援会事務所等、多目的に利用されているときには合理的な理由で按分して支出することが必要です。具体的には、従事する時間割合や面積割合等が考えられます。</p> <p>[事務所の要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外形上、事務所としての形態を有していること。</li> <li>・事務所としての機能を有していること。</li> <li>・賃貸による事務所の場合、会派交付分については、基本的に会派が契約者となっていることが必要 議員交付分については、議員が契約者となっていることが必要</li> </ul> <p>※ 会派（議員）は、事務所の設置に当たって、事務所名・所在地・床面積等を記載した「事務所台帳」（参考様式第5号参照）を作成し保存しなければなりません。</p> <p>併せて賃貸借契約書（参考様式第6号参照）の写しを台帳に添付しなければなりません。</p>
自己所有の事務所、自宅兼事務所への事務所費の支出	<p>自己所有の事務所、自宅兼事務所について、賃借料を支出することは適当ではありません。</p> <p>光熱水費、電話代等については、自宅使用分と分離して支出する必要があります。</p> <p>分離が困難である場合は、現に調査研究活動に充てられている実態に応じて、按分して支出する必要があります。</p>

賃貸事務所への事務所費の支出	議員活動は多面性を有することから、按分して支出する必要があります。
後援会事務所と共有の場合	賃貸契約、光熱水費、電話代等の契約は、可能な限り分離することが望ましいですが、手続きが困難な場合は、現に調査研究活動に充てられている実態に応じて、按分して支出する必要があります。
事務所に設置する備品の設置経費	備品の設置経費については、調査研究活動に対する有用性が高く、事務所の維持管理に必要であると認められる事務機器の購入費またはリース代に限定すべきです。
事務所の電話、FAX、パソコン、光熱水費等の維持管理経費	調査研究活動以外にも使用できる物品の維持管理経費は、按分して支出することとなります。

(2) 平成20年度政務調査費使用状況（各議員交付分）

市長は、平成20年4月1日に各議員から前記(1)ウ①に記載の政務調査費交付申請書を受け、同日付で同②に記載の交付決定通知書により年額300万円の交付を決定した旨通知した。

交付を受けた議員は、平成20年4月1日、7月1日、10月1日及び平成21年1月5日に同③に記載の政務調査費請求書を市長に提出し、市長は当該請求書に記載の各四半期分の政務調査費を交付した。

交付を受けた議員は、平成21年4月30日に同⑤に記載の収支報告書に領収書等の写しを添付して議長に提出し、5月1日議長はその写しを市長に提出した。

交付を受けた議員の政務調査費の交付額等の状況は下表のとおりであり、そのうち残余のあった議員は平成20年5月22日から27日の間に当該残余額を市長に返還した。

(単位：円)

会派名	議員名	交付額	利息及び自己負担額	使用額	返還額
自民党	小川議員	3,000,000	140	3,000,140	0
	宇留間議員	3,000,000	208	3,000,208	0
	川村議員	3,000,000	3,150	3,003,150	0
	向後議員	3,000,000	1,097	3,001,097	0
	宍倉議員	3,000,000	451	3,000,451	0
	三須議員	3,000,000	256	3,000,256	0
	松坂議員	3,000,000	1,379	3,001,379	0

	中島議員	3,000,000	753	3,000,753	0
	石井議員	3,000,000	1,112	3,001,112	0
	森議員	3,000,000	159	3,000,159	0
	茂手木議員	3,000,000	694	3,000,694	0
	石橋議員	3,000,000	810	3,000,810	0
	中野議員	3,000,000	239	3,000,239	0
	木村議員	3,000,000	1,161	3,001,161	0
	市原議員	3,000,000	540	1,058,562	1,941,978
	橋本議員	3,000,000	541	3,000,541	0
	糸日谷議員	3,000,000	345	3,000,345	0
民主党	布施議員	3,000,000	2,100	3,002,100	0
	今村議員	3,000,000	0	2,404,124	595,876
	高橋議員	3,000,000	14,638	3,014,638	0
	三瓶議員	3,000,000	480	3,000,480	0
	西巻議員	3,000,000	159	3,000,159	0
	山浦議員	3,000,000	1,694	3,001,694	0
	白鳥議員	3,000,000	1,019	2,030,920	970,099
	熊谷前議員	3,000,000	69,722	3,069,722	0
計		75,000,000	102,847	71,594,894	3,507,953

## 2 監査対象部局の説明

### (1) 調査研究活動の考え方

調査研究活動の判断については、調査目的と市政との関連性、調査方法や内容の妥当性、調査活動と支出経費との相当性などについて、総合的に考慮する必要がある。

地方議会の議員には、市政の向上と発展のため、日常的に調査研究活動が期待されており、調査研究の対象は広範囲に及ぶこと、また調査方法も多様であることから、政務調査費をどのように使用するかについては、会派又は議員の自主性及び自立性を尊重し、その裁量に委ねるとというのが、法及び条例の趣旨であると解される。

このことから、政務調査費の支出の対象となった活動が調査研究活動と認められる場合には、原則として議員又は会派の自主性、自立性を尊重し、当該活動に基づく政務調査費の支出は、違法又は不当な支出とは言えないと解すべきである。

### (2) 本件支出について

本件政務調査費については、下記ア～カにより会派及び議員が行う調査研究活動が市政との関連性、調査方法や内容の妥当性、支出経費との相当性を欠く

ことが明らかであると認められる支出には該当しないことから、条例で定める使途基準に反する目的外の支出とは言えないと認識している。

#### ア 事務所費

##### (ア) 事務所賃借料

小川議員及び高橋議員については、当該事務所以外にその他の議員活動を行う事務所があり、当該事務所は専ら政務調査活動用の事務所として使用しているとのことである。ただし、高橋議員は、平成21年1月からその他の議員活動を行う事務所の賃貸をやめ、その他の議員活動は自宅で行っている。

三須議員については、当該事務所を政務調査活動用及びその他の議員活動用事務所として賃借しているが、本件の政務調査費の支出については、その内の政務調査活動用部分として2分の1に相当する額であるとのことである。

石井議員については、当該事務所のある建物は2階建てで、建物全体を賃借しており、1階は政務調査活動の事務所として、2階はその他の議員活動の事務所として使用しており、本件の政務調査費の支出については、1階の政務調査活動用の事務所部分について支出したものであるとのことである。ただし、石井議員は、平成21年2月から2階部分の賃貸をやめ、1階を政務調査活動用事務所とその他の議員活動事務所との共用にしている。

木村議員については、当該事務所のある建物内の同じフロアーに、政務調査活動用部分とその他の議員活動用部分とに完全に区切られた事務所を賃借しており、本件の政務調査費の支出については、政務調査活動用部分について支出したものであるとのことである。

以上のことから、賃借料全額について政務調査費を支出することは、明らかに不正な支出であるとは言えないと考えている。

##### (イ) 電気料金

小川議員及び高橋議員については、前記のとおり政務調査専用事務所があり、当該電気料金はその事務所分であるとのことである。

また、宇留間議員については、自宅敷地内に政務調査活動用の事務所とその他の議員活動用の事務所を所有しており、提出されている領収書は政務調査活動用の事務所として使用している分であるとのことから、政務調査費の全額充当は、明らかに不正な支出であるとは言えないと考えている。

##### (ウ) コピー機及び印刷機リース代

小川議員、宇留間議員及び三須議員の3名は、コピー機又は印刷機を政務調査活動専用の事務所で使用しているとのことであり、政務調査費の全額充当は、明らかに不正な支出であるとは言えないと考えている。

なお、小川議員のトナー代については、前記コピー機の使用分であると

のことから、政務調査費の全額充当は、明らかに不正な支出であるとは言えないと考えている。

(エ) 電話料金

宇留間議員及び高橋議員については、前記のとおり政務調査活動専用の事務所を持っており、当該事務所の電話代の支出であることから、政務調査費の全額充当は、明らかに不正な支出であるとは言えないと考えている。

(オ) パソコンリース代

茂手木議員については、自分で開設している診療所の建物内に、区分けされた政務調査活動用の事務室を持っており、パソコンはそこで調査研究活動専用を使用しているものである。

このため、政務調査費の全額充当については、調査研究活動のための支出であり、明らかに不正な支出であるとは言えないと考えている。

(カ) インターネット代

高橋議員については、前記のとおり政務調査活動専用の事務所を持っており、インターネットはそこで利用しているとのことである。

インターネットは、調査研究活動に係る情報収集や、市民からの意見聴取等のために使用しており、調査研究活動に有益な費用と考えられることから、その支出については、明らかに不正な支出であるとは言えないと考えている。

イ ホームページ関連費用

向後議員のホームページ作成費については、今回の支出は、ホームページの新規の立ち上げを業者に委託したものであり、通常の維持経費よりは費用がかかっているものである。

また、明らかに社会通念上妥当な範囲を超えるものでなければ、どのようなホームページを作成するかは、議員の判断に任せられる部分であると考えている。

石橋議員及び糸日谷議員については、市政に関する報告を主とした広報紙の内容をホームページ上に掲載するための費用であり、白鳥議員については、年4回の議会の内容を市民に報告するため、議会報告のページの更新費用を政務調査費で支出しているとのことである。

熊谷前議員については、平成22年1月22日付け監査結果において、インターネット更新料はその全額が使途基準に合致するものと判断されている。

各議員のホームページ関連費用は、市政に対する市民の意見を的確に収集、把握することを目的とした調査研究活動に有益な費用と考えられることから、いずれも政務調査費の支出として、明らかに不正な支出であるとは言えないと考えている。

## ウ 新聞購読料

一般紙から情報を収集することは、調査研究活動において特に大きなウェイトを占めるものであると考えられ、政務調査費の制度趣旨である審議能力の強化、調査活動基盤の充実に合致し、代表的な全国紙及び千葉市政に関する地方紙を購読することには、調査研究活動との整合性が認められると考えている。

新聞の配達先及び購読状況についてであるが、小川議員、宇留間議員、三須議員、松坂議員、森議員、石橋議員、木村議員、橋本議員、糸日谷議員、布施議員、今村議員及び高橋議員の12名については、事務所において新聞の購読をしており、今回の支出はその分の支出であるとのことである。

中島議員、石井議員及び市原議員については、自宅において新聞の購読をしているが、今回政務調査費で支出した新聞以外にも、自宅での1紙分については私費で購読をしているとのことである。

宍倉議員、三瓶議員及び山浦議員については、自宅において新聞の購読しており、その全額を政務調査費で支出しているとのことである。

熊谷前議員については、平成22年1月22日付け監査結果において、新聞の購読料はその全額が使途基準に合致するものと判断されている。

## エ 補助職員賃金

人件費については、規程別表で「調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」と規定されている。

事務所において勤務する補助職員が、調査研究活動とその他の活動を補助している場合は、合理的な基準をもって按分する必要がある。

一方、職員が専ら調査研究活動に従事している場合や、2名以上職員を雇用している場合で、調査研究活動を補助する職員と政党活動等を補助する職員を雇用し、前者に係る人件費にのみ政務調査費を支出する場合については、その支出は全額認められるものと考えられる。

人件費に該当する支出について適用すべき按分率は、政務調査費が支出されている補助職員の業務分担、従事割合等を総合的に勘案して判断する必要があると考えられる。

宇留間議員、三須議員、中島議員、茂手木議員、石橋議員、高橋議員及び西巻議員の7名の人件費の支出については、専ら調査研究活動に従事している職員の人件費を支出しており、調査研究活動以外の活動には従事させていないとのことである。

木村議員は、複数名の職員を雇用しており、今回の人件費の支出については、専ら調査研究活動に従事している職員の人件費のみであり、当該職員は調査研究活動以外の活動には従事させていないとのことである。

森議員は、当該職員は調査研究活動以外の業務にも従事していることから、当該政務調査費の支出は、調査研究活動の補助に相当する部分の金額につい

てのみ支出したもののことである。

布施議員は、当該職員は調査研究活動以外の業務にも従事しているが、調査研究活動以外の業務の person 費については、政務調査費を使わずに別途支出しているとのことである。

中野議員は、当該職員は専ら調査研究活動の業務に従事しているが、業務内容、従事割合等から総合的に判断した結果、10分の9で按分したものであるとのことである。

これらのことから、今回の person 費の支出については、調査研究活動に従事する部分について支出したものであり、明らかに不正な支出であるとは言えないと考えている。

#### オ 「連合千葉議員団会議」会費

連合千葉議員団会議は、連合千葉が推薦する国会・県議会・市議会議員、現職首長や連合千葉の役員等によって構成される団体で、連合千葉が進める政策課題の解決に向けての必要な情報・経験交流・調査研究を行い、積極的な実践活動を推進することなどを目的としている。

主な活動は、総会や幹事会、研修会等が実施され、研修会では、「地方自治と議会」、「千葉県における医療の実態」など、毎回違うテーマにより年3回程度開催されている。

各議員はこれらの調査研究活動に適う研修会にも出席しているが、その他の活動と言える部分も含まれていることから、当該会費については、調査研究活動とその他の活動などを考慮した上で、2分の1に按分して支出しているとのことである。

このことから、政務調査費の支出については、明らかに不正な支出であるとは言えないと考えている。

#### カ その他個別事項

##### (ア) NHK受信料

宇留間議員のNHK受信料については、調査研究活動に必要な情報収集の手段として、テレビを設置したことに伴う受信料の支払であり、政務調査専用事務所での使用であることから、政務調査費で支出したとのことである。

##### (イ) 活動レポート作成経費

川村議員の活動レポートは、市の高齢化の現状の把握、市の当初予算についての報告、花見川区の交通状況等の分析などで紙面が構成され、その内容から、住民からの意見の聴取に用いることが可能なものであると考えられる。

このことは、住民の意思を的確に収集、把握するという意義を有するという広報紙の考え方に合うものであり、政務調査費の使途基準に明確に違反しているとは言えないことから、明らかに不正な支出であるとは言えない

いと考えている。

なお、政務調査活動に係る経費の中で、どの経費にどの程度公費を充当するのかまでは規定されておらず、議員の裁量に任せられているところであると考えている。

#### (ウ) 映画上映料等

宍倉議員の映画上映会の実施目的は、単に映画の上映を行うということにとどまるものではなく、映画を通して歴史教育のあり方について市民の方々に考えてもらう機会を作り、さらに参加した方々から意見等を聴取し、これからの本市の教育行政へその意見等を反映させることであるとのことである。

なお、支出額については、調査研究活動以外の部分が含まれていないとは言えないことから、マニュアルの規定に基づき、按分の上限の比率である2分の1としたものである。

また、葉書等の代金請求先が後援会となっていることについては、代金の請求内容に調査研究活動以外の活動である祝賀会のリーフレット作成代が含まれていることや、当該葉書の紙面に上映会以外の内容も記載されていたためである。

このため、当該葉書への政務調査費の支出については、紙面割合等を考慮し、6分の1で按分した金額を支出したものである。

以上のことから、映画上映料等に係る政務調査費の充当については、明らかに不正な支出であるとは言えないと考えている。

#### (エ) 日本会議首都圏地方議員懇談会会費

宍倉議員の日本会議首都圏地方議員懇談会費は、新教育基本法に基づいた国の教育振興基本計画についての勉強会及び自治基本条例についての研修会に参加した経費であり、その内容は国政だけでなく地方行政にも関係するもので、それらの内容や課題を検証し、様々な視点から検討を行うことは、市政にとって有益なものであり、これに対する政務調査費の充当については、明らかに不正な支出であるとは言えないと考えている。

#### (オ) テレビ購入

宍倉議員のテレビ購入については、調査研究活動に必要な情報を収集するための手段の1つであることから、購入額の2分の1の額を政務調査費として支出したとのことである。

#### (カ) 法律相談会費用

布施議員は、法律相談会の費用として、講師代と広告掲載料を広聴費で支出している。

広聴費については、規程別表で「市民からの市政及び政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費」と規定されている。

布施議員は、当該法律相談会を行うことにより、一般市民の生活に関す

る相談の中から、その原因や現状での問題点を浮き上がらせ、市の立場から行うべき支援や対策など、市政に反映できる政策について調査研究を行うために実施しているものであるとのことである。

例としては、「保育所待機児童対策と無認可保育園の問題」、「DV対策と女性センター相談窓口の充実」、「いじめ問題と対策」等が挙げられ、これらの調査研究の成果について、さらなる検討を行い、市政に反映をしていけるようにするのが、実施の趣旨であるとのことである。

しかしながら、調査研究のための活動として実施しているとしても、全てが該当するものではなく、明確な按分をすることが困難であることから、政務調査費の支出については、マニュアルの規定に基づき、按分の上限の比率である2分の1としたものである。

このため、今回の支出については、調査研究活動のための支出であり、明らかに不正な支出であるとは言えないと考えている。

(キ) 日本行政書士政治連盟千葉会懇談会

三瓶議員は、行政書士の仕事について日頃知る機会がなかったことから、この機会にその業務内容、市民から行政書士に寄せられる相談内容等について広く聴取することを目的に、当該懇談会に初めて参加したとのことである。

また、内容については、行政書士の業務、相談内容のほか、産業廃棄物処理業の施設設置に係る申請依頼の状況などについて30分程度の講演と20分程度の質疑応答があり、懇談会終了後に開催された意見交換会にも出席したとのことである。

例え「懇談会」という名称であっても、実質的に研究の場であれば調査研究活動として認められる研修会等と考えられ、その会費もマニュアルに適合した金額であるので、明らかに不正な支出であるとは言えないと考えている。

(3) 請求書の内容について

請求書の「5、具体的な目的外使用と金額」については、下記のとおり記載に誤りがある。

ア 小川智之議員

新聞購読料の日報「2,805円(12ヶ月) 33,660円」が「2,805円(11ヶ月) 30,855円」であり、目的外使用金額「548,899円」は「546,094円」である。

イ 宇留間又衛門議員

電話代の「KDDI 年間56,041円×1/2 28,020円」が「KDDI 年間11,143円×1/2 5,571円、ケーブルネットワーク千葉 年間50,107円×1/2 25,053円」であり、目的外使用金額「558,715円」は「561,319円」である。

ウ 宍倉清藏議員

新聞購読料の「産経・毎日」が「産経・日報」、電気代「211,645円-82,340円 129,305円」が「233,800円-82,338円 151,462円」、映画上映料他「172,235円」が「172,351円」であり、目的外使用金額「404,941円」は「427,214円」である。

エ 中野 弘議員

補助職員給与「月額100,000円×4/10×12」が「月額100,000円×4/10×12-18,235円」であり、目的外使用金額「480,000円」は「461,765円」である。

オ 木村正信議員

新聞購読料の産経「2,950円×12 35,400円」が「2,950円×11+2,700円 35,150円」であり、目的外使用金額「732,900円」は「732,650円」である。

カ 糸日谷義男議員

新聞購読料の産経「2,950円×12 35,400円」が「2,950円×10+2,350円+2,250円 34,100円」であり、目的外使用金額「97,680円」は「96,380円」である。

キ 高橋秀樹議員

新聞購読料の朝日「3,619円×12 43,428円」が「3,619円×11 39,809円」、日報「2,805円×12 33,660円」が「2,805円×11 30,855円」、電話代「59,344円×1/2 29,672円」が「58,998円×1/2 29,499円」、電気代「39,316円×1/2 19,658円」が「39,662円×1/2 19,831円」であり、目的外使用金額「902,853円」は「896,429円」である。

ク 山浦 衛議員

新聞購読料の朝日「3,720円×12 44,640円」が「3,720円×11 40,920円」、日経「4,077円×12 48,924円」が「4,077円×11 44,847円」、日報「2,805円×12 33,660円」が「2,805円×11 30,855円」であり、目的外使用金額「138,434円」は「127,832円」である。

### 3 判断

#### (1) 政務調査費の適否の考え方について

市においては、昭和52年度から市議会各会派に対し市政調査研究費を交付してきたところであるが、自治法第100条第14項及び第15項の規定を受けて、平成13年第1回定例会で議員発議により、議員の市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付することに関し必要な項目を定める条例が可決成立した。

なお、平成19年第3回定例会では、条例の一部改正が行われ、収支報告書に全ての支出についての領収書等の写しを添付することが義務付けられた。

条例第8条では政務調査費は、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外に充ててはならないとされ、規程第5条において各項目毎に用途基準を定めているが、これらは、同条に言う「市政に関する調査研究に資するため必要な経費」の典型的な費目を例示したものとされている。

そして、前記にいう必要な経費とは、議員の調査研究活動の基盤を充実させ、その審議能力や立法能力を高めることにより地方議会の活性化を図るという制度の趣旨に鑑みると、調査研究活動に付随する費用も含まれるものと言うべきである。

ただし、市政に関する調査研究を行う際に支出した費用であっても、それが議員の日常生活上当然に必要な費用に当たるなど、公金をもって充てるべき内容を欠いているのであれば、当然に政務調査費とは認められないものと言うべきである。

また、政務調査費は公金の支出であるから、政務調査費を使用して事務所を賃借したり、補助職員を雇用する場合には、その額は相当なものでなければならず、たとえ法人格を異にしても賃貸について当該議員の同族会社、当該議員の親族などが契約の相手方の場合は、金額の相当性や選定の合理性などについて、また補助職員を雇用する場合にも選任の合理性などについて、市民に説明し得るものでなければならぬ。なお、議員個人の所有する不動産を事務所として用いても賃料相当の政務調査費を支払うことはできないことからすれば、賃貸人との間に経済的な一体性がある場合には、その賃料は無償であることが望ましく、有償とする場合においても相当程度低額であることが求められると言える。

そこで、本件政務調査費の適否については、前記のような考え方に基づき条例、規程等の内容に照らし以下各項目毎にその適否を検討することとする。

## (2) 事務所関係経費について

事務所賃料やそこに勤務する補助職員の人件費、コピー機等のリース代、電話、電気及びインターネットの使用に係る経費等の政務調査のために要する事務所関係経費については、各事務所において政務調査のためいかなる利用がされているかに関わることであるから、併せて検討することとする。

まず、事務所関係経費の基本的な考え方について述べる。

事務所費に関する裁判例（大阪高等裁判所平成19年12月26日判決）によれば、大阪府寝屋川市議会議員について「特定の政務調査を行うために賃貸された事務所については、その事務所費の全額を政務調査費をもって充てることも差し支えないと解されるのに対し、一般的な議員個人事務所は、当該議員の会派等に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動、その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されることが明白と言うべきであるから、このような事務所については、その賃料の全額を政務調査費をもって充てることは許されないと解すべきである。」とし、「普通地

方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容にかんがみると、当該事務所が市政に関する調査活動に供される割合は3分の1を下らないと認めるのが相当」とされている。

また、平成19年4月26日仙台高裁判決では、「この事務所は、調査研究活動に資するためのものと後援会事務所とを兼ねていることがうかがわれ、その合理的な区分が困難であるから、社会通念上電気料金合計の2分の1を政務調査活動に資するために必要な費用と認め」と判示している。

さらに、その他の裁判例に照らしても、仮に議員が複数の事務所を持ち、その事務所にどのような名称を付与しようが、議員の活動が、事務所毎に分離してこれを分けて考えることはおよそ不可能であり、特定の調査研究活動のために、特定の期間利用するために賃借され、その間の調査に充てるために特別に依頼した調査員のための人件費を払うといった事例以外では、その全ての費用に政務調査費を充てることはできないと言う他はない。

そこで、各議員について事務所の状況を見ると、小川議員他14名の議員は、別表のとおり調査研究活動を行う事務所の賃料、そこでの電気使用料や電話料金等を「事務所費」として、また、このうち11名はそこに勤務する補助職員の賃金の全額又はほぼ全額を「人件費」として支出している。

関係人調査の結果によれば、政務調査のための事務所については、他の議員活動を行っているとして2分の1を充てている議員と政務調査専用ということとで全額又はほぼ全額を充てている議員とに大別される。

請求人は、これら事務所費及び人件費について、2分の1に按分している議員については問題としていないが、全額又はほぼ全額充てている議員については、「政治活動や後援会活動には一切使用されず、すべて政務調査活動に使われるとは考えられず、1/2按分とするのが妥当」と主張する。

各議員の説明によれば、後援会活動等調査研究活動以外の活動を行う事務所（以下「その他事務所」という。）を別途自宅や調査研究活動のみを行う事務所（以下「調査専用事務所」という。）付近に設け、調査専用事務所では調査研究活動のみを行っていること、電気代等は調査専用事務所に係るものであり、調査研究活動のみに使用していること、補助職員は調査専用事務所において調査研究活動に係る業務のみを行い、その他の業務には従事していないことから、調査専用事務所に係る関係経費については全額又はほぼ全額を政務調査費に充てたとしている。

このことは、調査専用事務所で行われている業務が全て調査研究活動であることを意味することとなるが、議員が日常的に事務所として使っている場合には、様々な電話やメールがあり、また来客があったり、各種の協議、相談が行われるなど議員の広範多岐に及ぶ活動が想定されるところであり、前記の判例に照らしても、日常的な活動における政務調査のみを行う事務所というのは通常考えられないところであるし、そのように複数の事務所を賃借する必要性は

理解し難く、仮に明確に区別しているとするれば、極めて不経済、非効率的であり、公金の充て方としてそのこと自体が不相当と言える。

ところで、前記大阪高裁判決では按分率を3分の1を下らないとし、また前記仙台高裁判決では2分の1を必要な費用と認めているが、各自治体の実情の違いもあるところであり、市のマニュアルによれば按分割合が明確でない場合には、2分の1を上限として按分すべきことを認めている。

本件においては、関係職員調査、関係人調査などからはどの程度政務調査専用として使われているのかを明らかにすることができないため、2分の1で按分すべきことが適当であるとする。

確かに、マニュアルによれば、一般的な議員の事務所も、調査専用事務所として設置し得るかのような表現になっており、また、本件監査請求に係る平成20年度は、1円以上全ての領収書の提出を義務付けた制度改正後初めての年度であることや、各議員はマニュアルに定める四半期毎の議会事務局との協議で申し出ているなどの諸事情を勘案すれば、各議員が事務所関係経費の全体について政務調査費を充てることが許されると考えたことには同情すべき点もある。

しかしながら、監査委員としては、この間に出された司法の判断に準拠すべきことは当然であり、政務調査費を目的外に充てることができない以上、目的外の充当についてはその返還を求めざるを得ないものである。

ただし、事務所関係経費の中でも、補助職員の人件費を見ると、それらの殆どが月額およそ5万円乃至8万円であり、常勤としての賃金に見合う額となっておらず、最低賃金に近い賃金しか支払われていないものも見受けられる。

したがって、一方で常勤としての賃金を支払っていても2分の1按分の請求や非常勤の補助職員を複数使用してその合計の2分の1按分の請求であれば認められるのに対し、他方で非常勤職員1名分の低額の賃金でも2分の1としなければならないことは、公平な取扱いとは言い難く、非常勤若しくはこれと同程度の賃金しか支払われていない場合にはその実情を考慮して4分の3までの按分が許容されてしかるべきものとする。

以上を前提に、請求人が監査の対象としている各議員に限らず調査すると、監査委員として適正と考える各議員の事務所関係経費の額は、事務所費が概ね支出額の2分の1、人件費が概ね支出額の4分の3であり、本件支出額との差額は目的外支出に当たり、その額は別表のとおりである。

そのうち、今村議員については、事務所について行政書士業務、議員個人の活動及び政務調査活動の占める割合がそれぞれ3分の1であるとして、政務調査費からの支出を3分の1に按分していたが、当該事務所を他の2人の行政書士と共に使用し、そのうちの一人から月額6万円の経費負担を受けているとのことであるので、当該事務所は全体として少なくとも2分の1は行政書士事務所として用いられていると言うべきである。

したがって、残り2分の1が政務調査とその他の議員活動のために使用されているのであるから、賃料の2分の1の額をさらに2分の1に按分すべきものとする。

なお、宇留間議員は平成22年3月12日にNHK受信料の全額について、宍倉議員は同月15日に後援会事務所の電気代の全額、テレビ購入費及びアンテナ工事代の全額について、石井議員は同日に電話代の2分の1の額について、それぞれ政務調査費の支出としては誤りであるとし、返還されたので、市に損害は生じていない。

### (3) 同族会社等との賃貸借契約や親族の雇用について

本件監査請求では、関係人調査の結果、事務所の賃貸人が木村議員、三須議員及び森議員については、自らが代表者である企業、石井議員については親族が代表者である企業、西巻議員については同議員の妻となっており、また、宇留間議員、中島議員及び石橋議員については、調査研究活動の補助職員として議員の親族を雇用していることが確認されたところであり、それらは前記(1)でも述べたとおり、特別な関係を有する者との間の契約であるところから、支出金額の割安感や雇用の理由付けについて適切なものであることが求められている。

今回のそれぞれの事例では、特に高額な賃料や賃金を支払っていたとは認められないところであるが、これらについては、条例第11条には議長の調査権の規定があることも踏まえ、議会においてその自律性を発揮し、近傍の賃料との比較を行ったり、補助職員の勤務内容や勤務時間の実態を把握し、これらを考慮のうえで月額賃金の相当性を確認するなどの調査を行い、必要に応じて適切な措置を講じることが望ましい。

なお、請求人は、三須議員や木村議員について賃貸人が同議員の経営する会社であることから、「利益相反取引」に該当し社員総会の認許や取締役会の承認を得る等特に透明性が求められる旨主張する。

本件は、確かに取締役と会社との自己取引と言われるものであるが、この場合に取締役会の承認を要するとした法の趣旨は、取締役が自己の利益を優先し、そのために会社の利益を害することを防ぐ趣旨であり、本件では、会社の損失は即ち市の利益に帰することになるので、このような取引によって市に損害が生じることはなく、請求人の主張は失当である。

### (4) 新聞購読料について

各議員の新聞購読料について、小川議員は70,620円、宇留間議員は108,060円、宍倉議員は25,421円、三須議員は10,695円、松坂議員は44,640円、中島議員は99,696円、石井議員は32,576円、森議員は165,123円、石橋議員は76,440円、木村議員は35,150円、市原議員は75,840円、橋本議員は42,804円、糸日谷議員は62,150円、布施議員は118,882円、今村議員は110,640円、高

橋議員は70,664円、三瓶議員は167,568円、熊谷前議員は78,300円、山浦議員は116,622円をそれぞれ「資料購入費」として支出している。

請求人は、「一般紙の購読料については先の千監（住）4号において、会派の政務調査費使用について主張したとおり、一般人と同様私的に負担すべきである」と主張する。

これに対し、平成22年1月5日付け21千監（住）第4号で、議員が購読する全国紙及び地元紙である千葉日報について、通常の一般家庭では新聞1紙が購読されていることから、その1紙分の購読料を自己負担で支出していれば、その他の購読料については政務調査費を充てても特に問題はないと判断したところである。

そこで各議員の購読状況について見ると、宍倉議員、森議員、三瓶議員、山浦議員及び熊谷前議員の5議員を除く14議員は、政務調査費を充てている新聞のほかに、全国紙又は千葉日報の少なくとも1紙分を自己負担で購読しているところであり、これらの議員が政務調査費を充てた新聞の購読料については問題はない。

また、熊谷前議員については平成22年1月25日付け21千監（住）第5号においてこの点について既に判断しており、全ての新聞の購読料を政務調査費から支出していたが自宅に配達された千葉日報は事務所に配達された3紙と同様の利用実態であったことから、その購読料は使途基準に合致するものである。

残る4議員のうち、森議員は、読売新聞他3紙の購読料に政務調査費を充てているが、これらは全て自宅とは別に設けた調査事務所に配達され、自宅における家族の閲覧等自己負担とすべき利用実態にはないことから、熊谷前議員と同様、問題はないものとする。

他方、宍倉議員、三瓶議員及び山浦議員は、家族と共に利用することが想定される自宅で購読している新聞の購読料を含め、複数の新聞の購読料の全てに政務調査費を充てており、問題があると言えるが、宍倉議員及び三瓶議員は平成22年3月15日に、山浦議員は3月12日にそれぞれ自宅で購読している1紙分について、政務調査費の支出としては誤りであるとし、返還されたので、市に損害は生じていない。

なお、請求人は、前記21千監（住）第4号の新聞の購読に係る監査委員の判断は、「会派の名において個人的に購読している場合1紙について一般人と同様に自己負担していれば、ほかは何紙購読していても問題ないとしているが、これではあまりにも世間常識から外れた判断」と指摘するが、全国紙及び地元紙を複数紙購読することは市政に関する調査研究活動として大いに有益なものであると考えている。

(5) ホームページ作成・更新に係る広報費について

ホームページの更新に係る費用として、熊谷前議員は120,000円、石橋議員は150,000円、糸日谷議員は68,460円、白鳥議員は150,000円、向後議員はその作成に係る費用678,895円をそれぞれ「広報費」として支出している。

請求人は、この広報費について、事務所費や人件費と同様に1/2按分が妥当である旨主張する。

しかしながら、熊谷前議員については、前記21千監(住)第5号に記載のとおり、同議員のホームページの内容は「議会報告や政策、市に対する要望の内容等市民からの意見・要望を聴取するための前提となる情報や、それらを聴取するためのメールの送付先や連絡先等が掲載され、市の施策や議会活動について市民に報告しているものであり、前記別表の「広報費」の用途基準に沿うもの」であり、按分を要するものではない。

その他の4議員についても、ホームページの内容は概ね熊谷前議員のそれと同様であり、按分を要するとは認められない。

また、請求人は、向後議員についてホームページは通常30万円程度で作れるため、それを超える部分は無駄で目的外使用である旨主張する。

向後議員の説明によれば、平成20年度はホームページを新規に開設したことから、その作成委託に係る費用が別途発生し、通常の維持管理費のみのものと比べ高額なものになったとしている。

見積書を確認したところ、ホームページの本文が28頁、イラストが5カットあり、それらに係る費用が主なものを占めており、他の議員のホームページと比較して委託業務の量もかなり多くなっているため、本件支出額は、他の議員のホームページの支出額に比して特段高額なものであるとは認められない。

したがって、ホームページ作成・更新に係る経費は、全て用途基準に合致するものとする。

(6) 映画会について

宍倉議員は、平成20年8月に千葉市民会館小ホールにおいて一般市民を対象に映画「南京の真実」を上映したうえで歴史教育についての広聴会を開催し、それに係る経費378,303円のうち、①お知らせハガキの作成費用50,400円については映画上映会以外の私的活動が6分の4、上映会に係る政務調査活動が6分の1、上映会に係るその他の活動が6分の1とする割合の按分を行い、②その他の上映会等に係る費用については政務調査活動及びその他の活動が各々2分の1とする割合の按分を行い、合計172,351円を「広聴費」として支出している。

請求人は、「映画会の成果が『判断材料を与えうる。波及効果が期待できる。』とのものであればその費用を政務調査費でまかなう根拠はない」と主張する。

広聴費は、用途基準において「市民からの市政及び政策等に対する要望、意

見を吸収するための会議等に要する経費（会場費、印刷費等）」とされているところ、政務調査費の支出にあたり提出されている当該宍倉議員の活動記録票には、映画会の目的として、「歴史教育についての広聴会を開催し、市民等から市政に対する意見や要望を聴取する」とし、その内容及び成果として、『『南京の真実』を上映、意見交換を行った』ことが記載されている。

他方で、当該活動記録票には、映画会の成果として「一般市民に、歴史検証のひとつの判断材料を与え得たと考える。またこのことにより、本市の小、中、高校生たちに歴史を検証する上での客観的視点の大切さを認識させる波及効果も期待できる」ことが記載されている。

こうしたことから、本件映画会の主たる目的・効果は、当該参加者への内容周知を成果としており、調査研究活動に該当しない部分が多いけれども、他面で参加者からの意見聴取の目的も無いわけでもないことから用途基準の定める広聴活動の面を否定しきることもできない。

以上のことから、本件映画会は、宍倉議員の政治信条である教科書問題についての市民の歴史認識を深めることを主たる目的とするものであって、市民からの意見聴取や市民の認識を把握することは派生的な目的と言わざるを得ないから、2分の1の按分は多すぎるのであって、政務調査費として認められるのは4分の1程度に止まるものと考えられる。

したがって、上映に要した経費を4分の1に按分した額86,175円（1円未満切捨て）が政務調査費として適当であり、本件支出額との差額86,176円は目的外支出に当たると言える。

しかしながら、これについては政務調査費の支出としては誤りであるとし、平成22年3月19日に86,176円が返還されたので、市に損害は生じていない。

なお、請求人は請求書の一部にその宛先が議員個人ではなく議員の後援会とされていることを問題としているが、当該請求書の内容には映画会に係るものと後援会活動に係るものとの両者が含まれており、映画会に係るものは宍倉議員個人から支払われたことが通帳により確認されている。

#### (7) 日本会議首都圏地方議員懇談会について

宍倉議員は、日本会議首都圏地方議員懇談会の勉強会に2回参加し、その際の参加費と交通費9,980円を「研究研修費」として支出している。

これについて請求人は、「日本会議」はつとめて政治的な団体であることから、当該懇談会参加は市政の問題についての活動とは考え難く、目的外使用である旨主張する。

宍倉議員の説明によれば、日本会議首都圏地方議員懇談会は日本会議の構成員のうち首都圏在住の地方議員により構成されるもので、その活動は地方行政に関するものであるとしている。

日本会議首都圏地方議員連盟の基本方針は、「皇室を尊び、伝統文化を尊重

し『誇りある日本』の国づくりをめざす」、「各地域において『日本の町づくり』を推進し、地方議会から発言し、行動する真正保守の潮流をつくる」などと記載されており、当該連盟は政治活動を行う団体であり、その維持運営のための会費を政務調査費で賄うことはできない。

ところで、本件支出は「懇談会費」であり、平成20年度の当該懇談会の内容は、活動記録票によれば、新教育基本法や自治基本条例についての勉強会とされている。

そのような内容であれば、当該テーマは市政と無関係ではなく、宍倉議員自身も市の教育施策について議会でも取り上げているところであるから、研修会を主とする懇談会の出席費用として使途基準に合致すると考えられる。

#### (8) 「川村ひろあき活動レポート」について

川村議員は、平成21年3月20日に市政に関する報告として「川村ひろあき活動レポート」(以下「本件レポート」という。)50～52号を同時発行し、これらに係る経費を「広報費」として300万円支出している。

請求人は、その内容から議会活動の報告とは言えないが、市民に全く無用のものでもなく、全8ページのうち5ページは目的外支出に当たる旨主張する。

広報費は、使途基準において「調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、PRするために要する経費」とされている。

川村議員の説明によれば、本件レポートは市全体や花見川区の高齢化率及び介護保険料の数値を継続的に掲載しており、それらは市政に関するものであるから、同レポートの発行費用は全額使途基準に合致するとしている。

さらに、平成20年度は本件レポートを9月6日に45号を、10日に46、47号を、1月1日に48、49号を発行し、それぞれ経費が発生しているが、これらは内容の全てが全額使途基準に合致するとは考えられなかったところ、全額合致すると考えた3月発行分の経費が支給限度額に達したことから、結果としてそれ以前に発行したものは全て政務調査費に計上しなかったとしている。

川村議員は、50～52号の内容の全ては市民から意見を聴取するための広報活動を行っているものとしているが、請求人の主張するように本件レポートの内容が全て議会活動報告に当たるか否かについては、疑問なしとしない。

しかしながら、政務調査費の項目として、広報活動費は使途基準に合致するものと認められており、その中身に明らかに後援会活動や政党活動、また市政に関係のない事柄が掲載されているような場合には、当然按分されるべきであるが、これらとは別に当該議員が市政に関連があるものとして掲載している事柄については、監査委員がその内容の是非を判断し、その有効性を評価することは、議員への干渉ともなり、その活動の自由を制限するおそれもある。

このことは、議会活動報告に限らず、ホームページを通じての広報活動、予算要望書などにも言えることである。

これら広報費の政務調査費に占める割合は、市議会の現状ではかなりの部分を占めているものであるが、かかる広報活動を公費を用いて行うことの有効性については、市議会における議論を通じて、さらに最終的には市民の投票その他の行動を通して判断されるべきものと思われる。

したがって、本件レポートの発行に係る経費は、上記の観点から、使途基準に合致しないとは言えないものである。

なお、川村議員の収支報告書は、前記のとおり年度末に一括して300万円を広報費、3,150円を資料購入費として報告されているが、政務調査費は、議員の行う市政に関する調査研究活動のための経費の一部に充てられる公金が四半期毎に前金で支払われるものであるから、議員の通年の活動状況に即して支出されるべきものである。

川村議員の本件収支報告は、制度の趣旨を踏まえたものではないと言わざるを得ず、今後改善することが必要である。

#### (9) 法律相談会費用について

布施議員は、平成20年4月から21年3月までの間、一般市民を対象に法律市民相談会を11回開催し、弁護士への講師代等それに係る経費255,629円を「広聴費」として支出している。

請求人は、その内容が市民の個人的な問題についての法律相談であり、市政に関する広聴活動ではなく、政治活動の一環である旨主張する。

広聴費は、使途基準において「市民からの市政及び政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費」とされている。

布施議員の説明によれば、本件相談会は同議員が予め市民と面談し法律相談が必要と考えられるものについて弁護士に相談を行うものであるが、同議員は相談に同席することにより、原因や問題点を明らかにし、市が行うべき支援や対策等を調査研究しているが、その全てが政務調査活動に該当するものではないことから、2分の1に按分したとしている。

法律相談の内容には、一部市政との関係が無いようなものが含まれていることは否めないが、市政が市民生活の幅広い領域全般にまで及ぶことを勘案すれば、法律相談を通じ市民の生活状況を把握することは、派生的とは言え市政に関する情報の収集という点では相当の成果が認められる。

確かに、法律相談は相談者個人の個別具体的な事柄についての相談であり、また議員の政治的な活動とも関わることから2分の1の按分率が多いとも考えられるが、市民生活の実情や市の施策に係る様々な問題について得られる成果を考慮すれば、2分の1の按分も認められるものと考ええる。

したがって、法律相談会に係る費用のうち政務調査費から支出されたものは、全て使途基準に合致するものと考ええる。

#### (10) 「連合千葉議員団会議」会費について

平成20年度の連合千葉議員団会議（以下「連合会議」という。）の年会費

24,000円に諸経費を加えた額のうち、布施議員は10,105円、三瓶議員は12,315円、山浦議員は11,210円、白鳥議員は12,000円、熊谷前議員は12,315円をそれぞれ「研究研修費」として支出している。

請求人は、連合会議は政治活動のための団体で、市政との関連性は薄く、半額であっても政務調査費を充てるべきでない旨主張する。

規程別表は、政務調査費の用途とされた研究研修費の内容を「他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費」とし、そのうちのひとつとして会費を例示している。

布施議員の説明（民主党関係議員の代表としての説明である。）によれば、連合会議は、平成20年度に翌年度の活動方針や予算を定める総会、総会や研修会の開催について審議する三役会・幹事会を開催したほか、講師を招いて「千葉県における地域医療の現状と課題及び取組について」及び「新型インフルエンザについて」を内容とする研修を行ったとしている。

こうしたことから、連合会議は、地域医療の現状等一般的な行政課題を主題とする研修会を開催しており、このような研修会への参加は明らかに調査研究活動であると言える。

他方で、連合会議運営規程第2条によれば、同会議は「連合千葉がすすめる政策・制度の改善を始めとする政策課題の解決に向けての必要な情報・経験交流、調査研究を行い、積極的な実践活動を推進することを目的とする」としている。

構成員は、第2条の目的に賛同する「連合千葉および連合本部が推薦する県内選挙区の各級議員」、「連合千葉および地域協議会の役員」、「連合千葉が推薦した現職首長」及び「連合千葉の推薦を受け惜敗した者」である。

前記の目的等によれば、連合会議は、主に連合の役員がその要望事項を推薦議員に伝えその実現を図ることとされているが、こうした連合との交流活動は、支援団体を通じ支援者から様々な意見を収集するという点では調査研究活動であると言えるが、その反面、その要望実現を約し連合からの支援継続を図るという点では政治活動に当たるが、個別具体的な選挙運動は行っていないとのことである。

以上のとおり、連合会議における議員活動は、調査研究活動及びその他の議員活動の両者がありその割合は各々不明確であることから、各議員とも年会費の2分の1を政務調査費としているが、按分率はマニュアルに記載のとおりであり、その算定は適切なものとする。

したがって、連合会議の会費のうち政務調査費から支出されたものは、全て用途基準に合致するものとする。

#### (11) 日本行政書士政治連盟の懇談会について

三瓶議員は、日本行政書士政治連盟の懇談会会費を「研修研究費」として5,000円支出している。

請求人は、同政治連盟が政治活動を行う団体で、行政書士との意見交換は派生的なものに過ぎず、政務調査費の使用に合目的性があるとは言えない旨主張している。

これについては、前記21千監(住)第4号で、議員の出席目的が行政書士の業務内容や市民から寄せられる相談内容等に係る情報収集であれば調査研究活動であり、その会費もマニュアルに適合した金額であるので、使途基準に合致するとしたところである。

三瓶議員の説明によれば、当該懇談会への出席目的は前記21千監(住)第4号における請求対象議員と同様、行政書士の仕事について日頃知る機会がなかったことから、この機会にその業務内容、市民から行政書士に寄せられる相談内容等について広く聴取することであったとしている。

対象経費も会費のみでマニュアルに適合しており問題なく、当該会費については、使途基準に合致するものとする。

#### 4 結論

以上のとおりであるから、本件監査請求には一部理由があるものと認め、自治法第242条第4項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

市長は、別表整理番号1から14までに記載の各議員に対し、条例第12条第2項の規定に基づき、平成22年4月30日までに同表返還を要する額の欄中に記載する額の返還を命ずるなど必要な措置を講じること。

#### 5 意見

監査結果は以上のとおりであるが、この際意見を述べることにする。

なお、政務調査費を交付するのは市長であるが、支出の手續等は議会事務局において行われているところから、市長及び市議会議長の両者に意見を述べる。

1点目は、同族会社等との賃貸借契約や親族の雇用についてである。

前記「3 判断(3)」においても述べたとおり、事務所の賃貸人が自らが代表者である企業、親族が代表者である企業、議員の家族である場合や、補助職員が議員の親族である場合など、特別な関係を有する者との間の契約は、支出金額の相当性や雇用の理由付けについて適切なものであることが求められているところである。

議会においては、その自律性を発揮し、これらの賃借や雇用についてその価格の相当性を確認するなどの調査を行い、必要に応じて適切な措置を講じることが望ましい。

2点目は、収支報告書の提出の取扱いについてである。

収支報告書は、条例上は議長から市長に提出することとされており、これを受けて市長において、場合によっては返還の措置を講じることができる仕組みとな

っている。

現状では議会事務局は市長の事務を執行している立場から、議長から市長への収支報告書の受理の決裁は議会事務局長が行っているが、このような取扱いは政務調査費の適正使用のチェック機能という観点からすると、好ましいとは言えない。

市長事務局のいずれかの組織を収支報告書の受理所管と定め、政務調査費の支出に係る事務執行について当該所管と議会事務局とがそれぞれ適切な役割を果たすことが望ましい。

3点目は、マニュアルの見直しについてである。

請求人は陳述において、マニュアルを改め、政務調査費の適正な支出を図るべきであると述べているが、確かに事務所費の箇所で「賃貸契約、光熱水費、電話代等の契約は、可能な限り分離することが望ましい」と、政務調査専用の事務所を予定しているような表現のあることや、人件費の箇所で親族の親等数が定められていないなど、マニュアルには明確さを欠く部分があくつか見受けられる。

今後速やかにマニュアルの見直しを図られたい。

別 表 (事務所関係経費について返還の問題が生ずる経費を記載した。)

整理 番号	議員名	事務所費							
		①事務所賃借料		②電気代		③電話代		④コピー機等リース代、 インターネット使用料等	
		支出額	目的外支出額	支出額	目的外支出額	支出額	目的外支出額	支出額	目的外支出額
1	小川 智之	595,112	295,112	80,900	40,450			279,825	139,913
2	宇留間 又衛門			161,599	80,800	92,079	46,040	126,655	72,423
3	三須 和夫	900,000	450,000					172,200	86,100
4	中島 賢治								
5	石井 茂隆	1,650,000	750,000			36,125	18,063		
6	森 茂樹								
7	茂手木 直忠							190,575	95,288
8	石橋 毅								
9	中野 弘								
10	木村 正信	900,000	450,000						
11	布施 貴良								
12	今村 敏昭	815,400	203,850						
13	高橋 秀樹	315,000	157,500	39,662	19,831	58,998	29,499	82,871	41,436
14	西巻 義通								
15	宍倉 清藏			233,800	151,462			69,000	69,000
	合計	5,175,512	2,306,462	515,961	292,543	187,202	93,602	921,126	504,160

(単位：円)

⑤人件費		合計		返還を 要する額	備 考
支出額	目的外支出額	支出額	目的外支出額		
		955,837	475,475	475,475	①の3月分4,888円は自己負担をしている。
508,000	127,000	888,333	326,263	308,073	④のうちNHK受信料18,190円は、用途を明確に説明することが困難であるとして平成22年3月12日に返還されている。
468,239	116,489	1,540,439	652,589	652,589	⑤の3月分761円は自己負担をしている。
960,000	240,000	960,000	240,000	240,000	
		1,686,125	768,063	750,000	①の2、3月分の合計150,000円は2分の1に按分後の額である。 ③36,125円は調査研究活動以外の活動に全く使用していなかったとは言えないとして、2分の1の額の18,063円が平成22年3月15日に返還されている。
795,000	198,750	795,000	198,750	198,750	
590,650	147,663	781,225	242,951	242,951	
831,600	207,900	831,600	207,900	207,900	
1,061,765	161,765	1,061,765	161,765	161,765	⑤の3月分18,235円は自己負担をしている。
495,000	123,750	1,395,000	573,750	573,750	
600,000	150,000	600,000	150,000	150,000	
		815,400	203,850	203,850	①815,400円は3分の1に按分後の額であるが、当該事務所は少なくとも2分の1は行政書士事務所として用いられており、残り2分の1が政務調査とその他の議員活動のために使用されているので、賃料の2分の1の額をさらに2分の1に按分することとした。
1,200,000	300,000	1,696,531	548,266	548,266	①のうち12月までの270,000円は2分の1に按分、1月以降の45,000円は2分の1に按分後の額であるが、議員が経営する会社との共用のため、さらに2分の1按分することとした。
860,000	215,000	860,000	215,000	215,000	
		302,800	220,462	—	②のうち151,462円は、後援会事務所の電気代であるとして、また④のうちテレビ購入費及びアンテナ工事代69,000円は、用途を明確に説明することが困難であるとして、それぞれ平成22年3月15日に返還されている。
8,370,254	1,988,317	15,170,055	5,185,084	4,928,369	

(目的外支出額は1円未満切り上げ)